

平成 25 年度
～ 鹿沼市庁舎整備事業 ～

鹿沼市新庁舎整備基本構想 [案] に
関することについて (答申)

◇◇◇ “安全で市民が利用しやすい庁舎” を目指して! ◇◇◇



鹿沼市庁舎整備検討委員会

～～～ はじめに ～～～

～～ “安全で市民が利用しやすい庁舎” を目指して ～～

鹿沼市の市庁舎は、長年市民に親しまれ、市民の身近な施設として、また、市政の拠点施設として重要な役割を果たしてきましたが、建物、設備の老朽化をはじめ、建物の狭あい化や分散化、防災対策、IT化・バリアフリー化対応への限界、維持管理経費の増大などの課題を抱えておりました。

さらに、平成23年度に実施された市庁舎の耐震診断の結果、耐震性が不足しているとともに、老朽化が予想以上に進んでいることが判明し、抜本的な庁舎整備の必要性が指摘されていました。特に、東日本大震災における甚大な被害状況を見たとき、改めて庁舎に対する防災機能の重要性を痛感するとともに、公共施設の役割を再認識したところであります。

このような状況を受け、市民レベルにおいて「必要な庁舎整備のあり方」及び「基本構想」等の検討のために、学識経験者をはじめ、各種団体から推薦を受けた代表者や市議会議員、行政関係者からなる21名の委員構成のもと、平成24年10月に市長から委嘱を受けて「鹿沼市庁舎整備検討委員会」が発足しました。また、同日に市長から「諮問」を受け、本格的な検討を進めることになりました。

これまで、およそ1年半の間に9回にわたり検討委員会を開催し、その間、市民の立場から、現庁舎の抱える現状における問題点をはじめ、庁舎に求められる機能や庁舎の規模、整備方法、庁舎の位置、事業費などについて、慎重に検討を重ねてまいりました。

特に、建替え等の整備方法や庁舎位置における候補地の評価の際には、「現庁舎敷地での建て替えか」或いは「移転新築か」など、鹿沼市民の難しい悩みが表れているような状況でしたが、実態を十分に理解して検討を行えるよう努めてきたところであります。

また、「木のまち鹿沼」としての庁舎の木造・木質化、さらには、まちづくりの活性化に寄与する中心施設としての役割などについて、活発に意見を交わしながら数多くの有意義な意見や提案が出されておりました。

このような熱心な検討を経て、市民の利便性を重視し「安全で市民が利用しやすい庁舎」を前提に、新庁舎建設にあたっての基本的な方針や方向性などを「新庁舎整備基本構想（案）」としてまとめました。

市庁舎は、市の発展の礎であるとともに、私たち市民や市職員が利用する上で使い勝手の良い行政拠点にしなければなりません。

本検討委員会において検討された内容を十分に汲み取っていただき、今後、市において策定される「新庁舎整備基本構想」等に反映され、そして、広く市民に利用され親しまれる新庁舎が早期に建設されるよう委員一同願っております。

平成26年 3 月 日

鹿沼市庁舎整備検討委員会
委員長 三 橋 伸 夫

<<< 目 次 >>>

～～～ はじめに ～～～

I	新庁舎整備基本構想の策定にあたって	
1	基本構想策定の背景と目的	1
2	基本構想の位置づけと性格	4
3	基本構想の基本的な視点＜必要性・方向性＞	6
II	望まれる庁舎像と基本目標	～新庁舎の位置付けと役割～ 7
III	新庁舎整備における基本理念	～目標達成へのキーワード～ 10
IV	庁舎の現状と課題について	～目標達成に向けての実態把握～
1	市庁舎の建物概要について	11
2	耐震診断の結果について	13
3	市庁舎の現状と課題について	16
V	新庁舎に“求められる機能”について	～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～
1	庁舎に求められる機能について	23
2	庁舎に導入すべき施設・設備等について	25
VI	新庁舎の整備方針について	
1	新庁舎の規模について	
(1)	新庁舎の対象職員数	～規模算定に参入する職員数（部・課）～ 35
(2)	将来人口と新庁舎における職員数の考え方	37
(3)	市議会議員数の考え方	39
(4)	必要面積の算定方法	40
(5)	市民サービスの充実に伴う必要面積の算定	～付加する必要面積～ 41
(6)	想定する新庁舎の規模	43
(7)	部局（部・課）の配置における基本的な考え方	44
(8)	想定する駐車場の規模	46
2	新庁舎の事業規模（概算事業費）について	
(1)	事業費算定の考え方	～想定する事業費～ 47
(2)	概算事業費の算出	50
(3)	財源の検討	～財政負担のシミュレーション～ 51

3 新庁舎の整備方法について

（1）整備方法の基本的な考え方	55
（2）庁舎整備におけるパターン化	56
（3）整備パターンの評価基準	59
（4）評価方法の設定	62
（5）整備パターンの評価結果	64
（6）想定する整備方法	68

4 新庁舎の位置について

（1）新庁舎位置の基本的な考え方	77
（2）候補地の選定	79
（3）位置選定の評価基準	85
（4）評価方法の設定	87
（5）候補地の評価結果	91
（6）想定する新庁舎の位置	98

VII 事業実施主体（事業手法）の検討について 106

VIII 新庁舎整備基本構想の実行にあたって ～構想の実現に向けて～

1 施設整備のスケジュールについて	110
2 具現化に向けた推進体制について	112

～～～ おわりに ～～～

I 新庁舎整備基本構想の策定にあたって

1 基本構想策定の背景と目的

（1）基本構想策定までの経緯

昭和 23 年に「鹿沼町」が市制を施行し、その後、昭和 29 年に 1 市 7 か村、昭和 30 年に 2 か村が合併し、栗野町も 1 町 3 か村が合併し、それぞれの行政区域を形成しました。

昭和 33 年 4 月に本館及び議会棟が建設され、その後、昭和 45 年に本館「増築棟」の増築及び「東館」が新築されています。

さらに、昭和 55 年に本館「付属棟（市民ホール）」の増築及び「新館」の新築等を重ねまして、建物 5 棟の構成により現在の市庁舎になっています。

そして、平成 18 年 1 月 1 日に鹿沼市と栗野町の両市町が合併し、新しい鹿沼市が誕生し、美しい自然環境と特色のある地域文化や産業など、更に魅力を加え新たな歴史を刻みながら、県西部の拠点施設として長く市民に親しまれ、多くの市民に利用されています。

一方、本館と議会棟については 55 年が経過し、本館増築棟と東館は 43 年が経過、新館は 33 年が経過するなど、建設から時間が経過しており、すでに耐用年数を超過している建物、あるいは耐用年数まで数年になっているのが、市庁舎の現状であります。

また、本市の発展や合併など、時代の進展に伴い、庁舎としての機能をはじめ、物理的に数々の問題が生じています。

特に、現市庁舎はここ数年、敷地や建物は著しく狭隘化が進んだことや、建物や窓口の分散化によりワンストップサービスが困難であり、また、ICT化、バリアフリー化対応への限界、施設、設備の老朽化による維持管理費の増大などの問題も抱えています。

平成 23 年 3 月に発生しました「東日本大震災」を契機に、市庁舎の耐震診断を実施した結果、市庁舎全棟で震度 6 強から 7 の地震に対して「倒壊する危険性が高い」、あるいは「倒壊する危険性がある」との結果が報告され、現庁舎建物の耐震性能が不足し、予想以上に劣化が進行していることが明らかになり、早急に新庁舎建設の検討をする必要が生じました。

市庁舎には、市民生活に関わる多くの機能、大切な情報が集約されており、災害等有事の際にはこれらを守り、市役所としての機能を維持しつつ、防災拠点としての役割を果たす必要があります。

このような状況から、市民の利便性の向上と、市民サービスの効率化を図るとともに、まちの活性化も勘案しながら、市庁舎の整備に着手していくため、平成 24 年に市民で構成する「庁舎整備検討委員会」が設置され、「庁舎整備のあり方及び基本構想等」について、市から委員会に諮問されました。

そして、平成 26 年 3 月に同委員会より「庁舎整備のあり方及び基本構想（案）」について「答申」が出されました。

<<市庁舎整備等に関する沿革>>

- ◇ 昭和 23 年（1948）⇒10月10日、市制施行
- ◇ 昭和 29 年（1954）⇒鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬飼村合併
- ◇ 昭和 30 年（1955）⇒鹿沼市が南摩村、南押原村を合併
⇒栗野町、粕尾村、永野村、清洲村合併
- ◇ 昭和 33 年（1958）⇒鹿沼市本庁舎完成（議会棟含む）
- ◇ 昭和 45 年（1970）⇒本館「増築棟」増築及び「東館」の新築
- ◇ 昭和 55 年（1980）⇒本館「付属棟」増築（市民ホール）及び「新館」の新築
- ◇ 平成 11 年（1999）⇒市民情報センター開館（健康課・生涯学習課の移動）
- ◇ 平成 17 年（2005）⇒「新市建設計画」策定（新庁舎整備の位置づけ）
- ◇ 平成 18 年（2006）⇒鹿沼市・栗野町合併
⇒商業施設「イトーヨーカドー」の撤退により、その跡地への新庁舎建設の署名（庁舎移転要望書：40,000名）が市長に提出される。
（～平成 20 年）⇒庁内に「新庁舎建設問題検討委員会」及び「庁舎検討部会」、「庁舎検討ワーキンググループ」の設置
- ◇ 平成 23 年（2011）⇒本庁舎（4棟）及び東館（1棟）の耐震診断実施
- ◇ 平成 24 年（2012）⇒第 6 次鹿沼市総合計画「ふるさとかぬま『絆』ビジョン」策定（新庁舎整備の位置づけ）
⇒（～平成 25 年）『庁舎整備検討委員会』の設置
⇒市から委員会へ「諮問書（庁舎整備のあり方及び基本構想等）の提出
⇒庁内に『庁舎整備ワーキンググループ』の設置
⇒「市議会庁舎整備検討委員会」の設置
- ◇ 平成 25 年（2013）⇒委員会から市へ「庁舎整備のあり方及び基本構想（案）等について」答申
- ◇ 平成 26 年（2014）⇒「庁舎整備基本構想」（案）に対する市民意見募集実施
『庁舎整備基本構想』策定



（２）基本構想策定の目的

基本構想においては、現市庁舎の現状と課題をはじめ、新庁舎の必要性の合意形成及び新庁舎の候補地の選定を踏まえ、建設の実現に向けて庁舎の整備規模（必要面積）、事業規模（事業費・財源）、整備方法（改修・建替）、施設機能（求められる機能）など、基本計画や設計に向けての条件を検討し、一定の整理を行います。

- ☞ 新庁舎の完成時の具体的なイメージが明確になるのは、基本計画や基本・実施設計段階であり、基本構想では、基本計画や設計の前提となる基本的な考え方をまとめています。
- ☞ 基本構想をもとに、今後、基本計画をまとめ、その後、基本・実施設計を行い、そして、市の発注により新庁舎を建設する流れとなります。
- ☞ そのおおもとなるのが、基本構想であり、今回の基本構想策定は、新庁舎建設の方向性を定める重要な段階になります。
- ☞ 基本構想（案）の策定にあたっては、建築専門家の学識経験者をはじめ、専門的分野における関係者や市民の関係団体等の代表による「庁舎整備検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。
- ☞ 「庁舎整備検討委員会」から基本構想（案）の答申を受け、この基本構想（案）を基本として、庁内に「新庁舎整備構想策定委員会」を設置し、検討を進め基本構想をまとめています。

新庁舎整備基本構想の概要

- I 新庁舎整備基本構想の策定にあたって
⇒策定の背景と目的・位置づけ・性格・基本的な視点
- II 望まれる庁舎像と基本目標 ～～新庁舎の位置付けと役割～～
- III 新庁舎整備における基本理念 ～～目標達成へのキーワード～～
- IV 庁舎の現状と課題について ～～目標達成に向けての実態把握～～
⇒建物概要・耐震診断結果・現状と課題
- V 新庁舎に“求められる機能”について ～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～
- VI 新庁舎の整備方針について
⇒新庁舎規模・事業規模（概算事業費）・新庁舎整備方法・新庁舎位置
- VII 事業実施主体（事業手法）の検討について
- VIII 新庁舎整備基本構想の実行にあたって ～～構想の実現に向けて～～

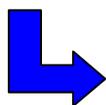
2 基本構想の位置づけと性格

（1）基本構想の位置づけ

庁舎整備については、市民生活の利便性向上を目指し、財政計画との整合性を図りつつ、市民の理解を得ながら構想の実現に向けて進めていきます。

基本構想は、次の各計画に施策として位置づけされた市庁舎整備を具現化するための指針になるものであります。

◇第6次鹿沼市総合計画「ふるさと かぬま『絆』ビジョン」による位置づけ

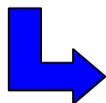


市庁舎の整備については、基本計画の5か年の施策展開における基本目標の“人がふれあうまちをつくる”において、「開かれた市政の推進」の安全で市民が利用しやすい施設の整備に位置づけされています。

【基本方針】

- ・・・市庁舎に耐震補強工事など必要な整備を実施し、安全で市民が利用しやすい施設にします。

◇新市建設計画「かぬまあわの新市まちづくりプラン」による位置づけ

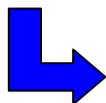


市庁舎の整備については、まちづくりの基本方針の「市民と行政がともにつくる“開かれた交流都市づくり”」において、開かれた市政の実現の基本施策として、市民サービスの向上を目指した『新庁舎建設事業』が位置づけされています。

【公共施設の統合整備】

- ・・・市民生活の利便性向上を第一の目的として、財政計画と整合性を図りつつ、市民の理解を得ながら計画していきます。

◇「鹿沼市都市計画マスタープラン」による位置づけ



全体構想において、将来の本市の骨格を示す「将来都市構造の設定（これからの都市づくりに関する基本的な考え方）」に『集約型都市構造』の形成が位置づけされています。

【市街地ゾーン】

- ・・・行政をはじめ、商業、交通、情報発信など都市に必要な機能の集積誘導を図ります。
⇒市庁舎も行政の中心施設として位置づけられます。

（２）基本構想の性格

市庁舎は、市民生活のいろいろな場面において、密接な関連を持つことになり、とって身近な存在であります。

市庁舎の整備にあたっては、長期間にわたる取り組みと多額の費用が必要になりますので、市民の理解と協力、関係団体等との連携が不可欠であります。

そのため、望まれる新庁舎の姿や整備に伴う基本方針などを明らかにし、現実を見据えた実効性のある構想にしなければなりません。

この基本構想は、現状や課題を踏まえるとともに、合併特例債等の財源状況を考慮し、“安全で市民が利用しやすい新庁舎”の整備の方向性を示すものであり、さらに、早期的な実現を図るため、市民をはじめ、各関係団体等と連携・協力して、将来を見据えながら、新庁舎の建設を進める指針となるものであります。

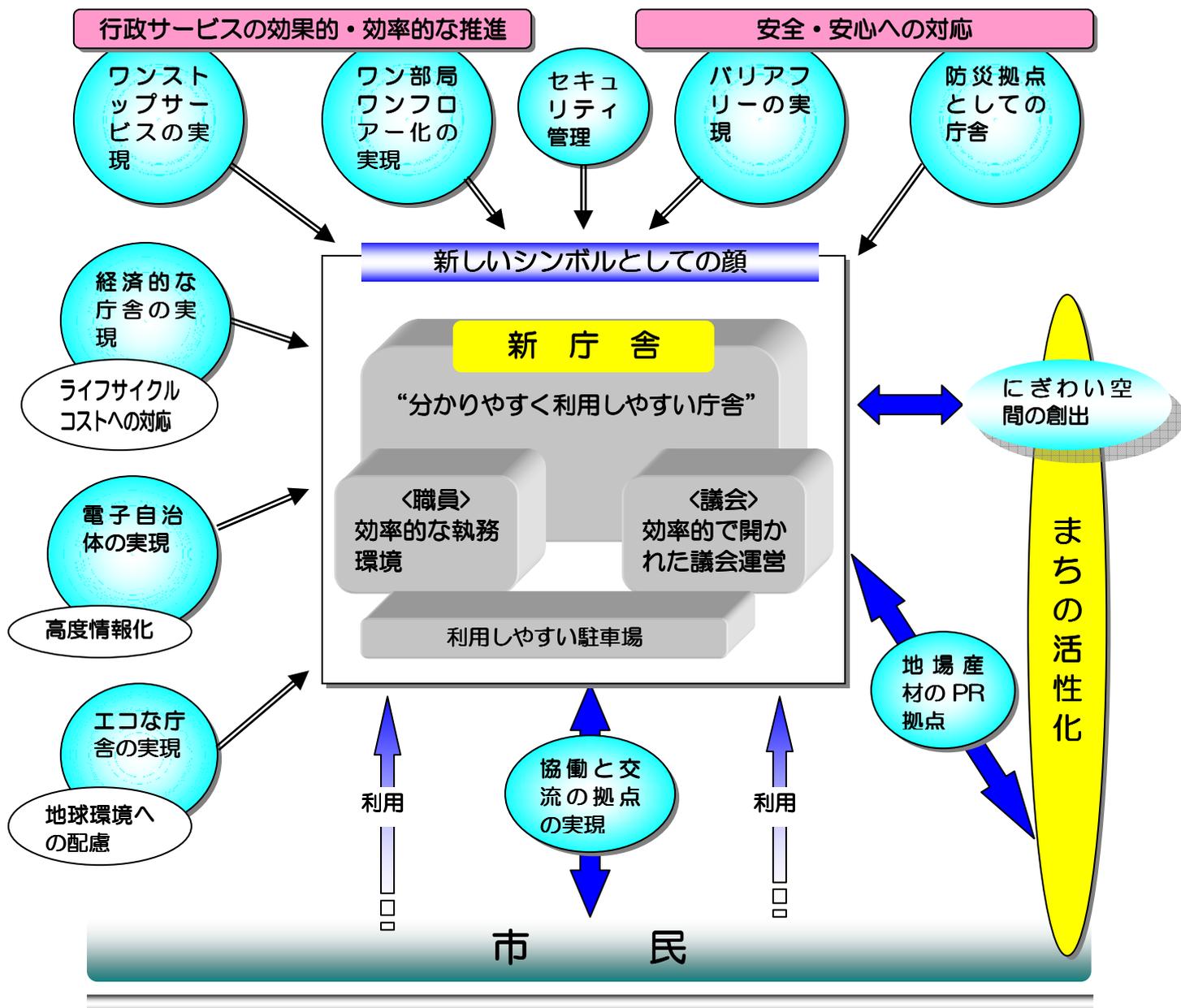
なお、この基本構想は、今後作成する基本計画や基本設計・実施設計のための基本方針としての性格を有し、より具体的な整備内容は、基本計画をはじめ、基本設計や実施設計において決定することになります。

3 基本構想の基本的な視点

新庁舎において、災害時の安全面や防災拠点としての機能を担うことをはじめ、バリアフリーや環境にも配慮しながら、市民サービスや行政効率向上による新庁舎整備を進める必要があります。

また、時代とともに庁舎に求められる機能も変化しており、従来のように単なる行政機関と議会が効率的に機能できる行政拠点というよりも、鹿沼の魅力を発信しながらにぎわいを創出し、まちの活性化の拠点としての、市民自治のランドマーク、市民の参加によるコミュニケーションを促進する場及び市民とともにまちづくりを進める市民協働の場としての機能を整備する必要があります。

さらに、庁舎の維持管理においても省エネ・省資源型の庁舎により、財政負担の軽減に努められるよう自然環境に配慮していきます。



Ⅱ 望まれる庁舎像と基本目標 ～～～新庁舎の位置づけと役割～～～

1 望まれる庁舎像

(1) “おもてなし”の心を備えた市民が利用しやすい市庁舎

利便性

市役所は、市民生活において、いろいろな場面で密接な関連を持つことから、とって身近な存在であります。そのため、多くの市民が利用する市庁舎は、誰にでもわかりやすく親しみのある“おもてなし”の心を持った市庁舎が必要であります。

さらに、バリアフリー新法をはじめ、ひとにやさしいまちづくり条例などの基準を満たし、すべての人が安心して快適に利用しやすい庁舎が望まれています。

(2) 安全・安心な暮らしを支える防災拠点としての市庁舎

防災性

市庁舎には、市民生活に関わる多くの機能や、大切な情報が集約されているため、特に、災害等有事の際には、市民生活を支えられるよう市役所としての機能を維持しつつ、防災拠点としての役割を果たす必要があります。そのため、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえて、市庁舎には高度な耐震性能と電気、通信、水道などのバックアップ機能が求められ、さらに、災害時の対策本部機能を備えた市庁舎が望まれています。

(3) にぎわいの場を創出しまちの活性化に寄与する市庁舎

協働性・まちづくり

新しい時代の「自治ルール」である『鹿沼市自治基本条例』により、市民の力が発揮できる市民協働の活動の場を提供できる市庁舎が求められており、新たなまちのにぎわいの一助となることが求められています。

市民が気軽に立ち寄り、トイレと休憩の場として、また、地域の情報を得られる場として活用することで、開かれた市庁舎、さらに、楽しく回遊する際の一施設として、地域活性化が期待できます。

(4) 機能的で効率的に行政事務・議会運営ができる市庁舎

機能性・効率性

質の高い市民サービスを提供するため、執務空間については、機能的に動線が確保され、効率的な業務展開ができる働きやすい環境であることが望まれています。

特に、議会機能を含めた執務空間の充実を図り、時代の変化や市民ニーズに対応した市民サービスが提供できる行政拠点として、事務能率の向上を目指した市庁舎が必要であります。

（５）安全性が高い高度な行政情報環境を備えた市庁舎

高度情報化

▶▶▶ 高度情報化社会の進展の中、ICT技術による市民サービスの向上をはじめ、行政事務の効率化や高度なセキュリティ機能の確保が求められています。そのため、インターネット等を活用した電子自治体に向け、情報発信やセキュリティなど、インテリジェント性の高い機能を備えた市庁舎が望まれています。

（６）環境に配慮した自然環境にやさしい市庁舎

環境性

▶▶▶ 地球温暖化の進行の中、温室効果ガスの排出量の抑制及び資源の有効利用を目指して、再生可能エネルギーの活用をはじめ、省エネルギー機器・設備の導入など、環境負荷の低減に配慮した市庁舎であることが求められています。

（７）ライフサイクルコストに配慮した経済的で持続性のある市庁舎

経済性

▶▶▶ 今後の財政状況を踏まえ、市庁舎建設に際しては、建設費用だけでなく、建設後の維持管理・運用費用なども含めた建物の生涯費用（ライフサイクルコスト）を勘案する必要があります。

そのため、建物の長寿命化をはじめ、設備機器のランニングコストの削減を図るなど、長期的な視点に立ち、持続性のある市庁舎が望まれています。

また、将来において、多様化する業務や将来の組織の変化に伴う新たな機能が必要となった場合でも、限られたスペースにおいて、柔軟に対応できるよう施設機能を整備する必要があります。

（８）まちの中心拠点施設としてシンボルとなる市庁舎

シンボル性・イメージアップ

▶▶▶ 木のまち“かぬま”を代表する施設として、また、将来に向かって「鹿沼市」の顔となることから、庁舎は単なる機能的な建物ということではなく、品質の高い鹿沼材の利用をはじめ、できる限り地場製品を利用するとともに、施設整備に感性的な要素も取り入れながら、市のランドマークとしてのシンボル性を表現し、鹿沼の魅力を広く内外にアピールする市庁舎が望まれています。

2 基本目標

市庁舎は、従来、主に行政機関と議決機関（議会）が効率よく機能できる行政拠点である必要がありましたが、現在では、価値観や市民ニーズの多様化により、住民自治のランドマークとして、また、市民と行政のコミュニケーションを促進する場としての機能が求められています。さらに、現庁舎の建物の老朽化、バリアフリー対策、建物の狭あい及び分散化、安全性など様々な問題点を解消する必要があります。

そのため、次のとおり「基本目標」を設定します。

基本目標

新しい庁舎は、シンプルで機能的であることを基本に、人や環境に優しく、木のまち“かぬま”を代表する木の温もりが薫る庁舎にし、時代を超えて愛され、市民が誇れる鹿沼市のシンボルとなるよう整備します。

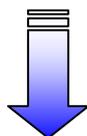
さらに、市民との協働によるまちづくりの拠点として、また、「東日本大震災」の教訓を踏まえ、市民が安全・安心に暮らせるよう防災拠点としての役割をしっかりと果たせる庁舎となることを基本目標とします。

- ◇市民サービスの向上
 - ⇒総合窓口を高機能化し、各種手続きが可能な限りワンストップサービスの提供を図ります。
 - ⇒ICT技術を有効に活用し、高度情報化に対応するための設備・機器の整備を図ります。
- ◇防災拠点としての機能充実
 - ⇒地域防災拠点として、耐震性に優れ、非常時に行政機能が保持できる施設を目指します。
- ◇地域活性化への貢献
 - ⇒鹿沼の魅力を発信しながら、まちの活性化を図ります。
- ◇バリアフリーへの対応
 - ⇒誰もが安心して便利に使えるユニバーサルデザインの実現を目指します。
- ◇自然環境への配慮
 - ⇒省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などを図り、自然環境にやさしい庁舎整備を目指します。

Ⅲ 新庁舎整備における基本理念 ～～～目標達成へのキーワード～～～

1 基本理念

新庁舎の整備に当たっては、本市の将来像「自然と共に歩む 人情味あふれる絆のまち」を念頭に置き、次にとおり基本理念を設定します。



基本理念

市民生活を支える“防災拠点”としての機能を確立し、にぎわいの場を創出しながら“まちの活性化”を図り、市民が利用しやすい、そして、人にも自然にもやさしく、鹿沼市発展の中心拠点となる庁舎

<具現化するための視点>

- 1 総合的なまちづくりの観点から適正であること
- 2 本市の財政の観点から適正であること
- 3 市のシンボルとなる施設とすること
- 4 市民において、利用しやすく、かつ、市民に親しまれる施設とすること
- 5 「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれる優しいまち」の創造における中心拠点施設にすること
- 6 市民の安全・安心な暮らしを守る防災拠点施設とすること
- 7 “木のまち”かぬまを創造する施設とすること

Ⅳ 庁舎の現状と課題について ～～目標達成に向けての実態把握～～

1 市庁舎の建物概要について

市庁舎は、「本館・本館増築棟・議会棟・新館棟・東館」の5棟で構成されています。本館と議会棟は、昭和33年に建築され55年が経過し、また、本館増築棟と東館は、昭和45年に建築され43年が経過、新館は、昭和55年に建設され33年が経過している状況であります。

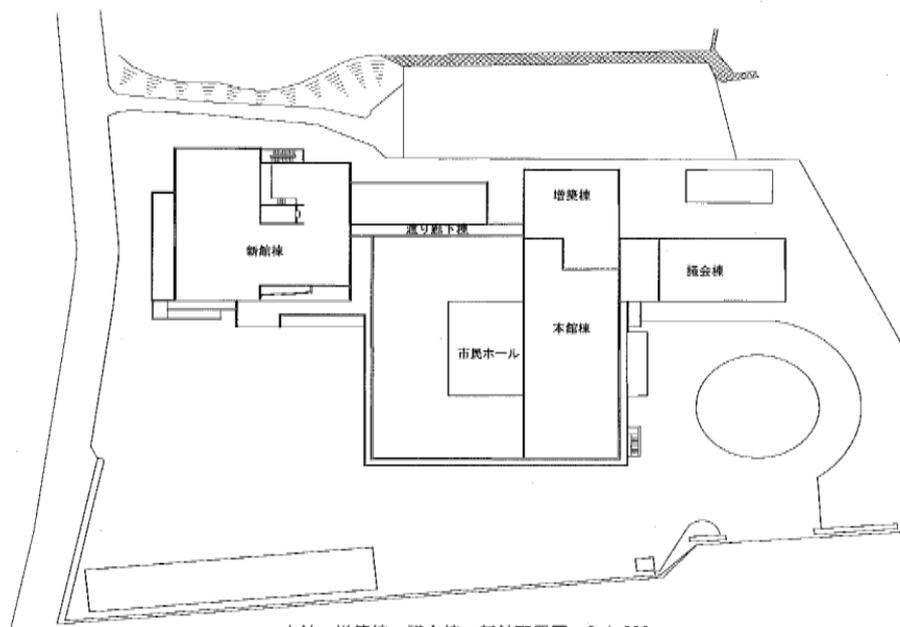
【建物概要】※車庫、自転車置場等の付属棟は除く。

建 物 区 分		建 築 年 次	構 造	面 積 (㎡)	耐 用 年 数	建 築 後 経 過 年 数
本 館	本館棟	昭和33年	鉄筋コンクリート造 3階建(地下1階)	2992.89	50	55
	付属棟 (市民ホール)	昭和55年	鉄骨造平屋建	148.20	38	33
	計			3141.09		
本 館	増築棟	昭和45年	鉄筋コンクリート造 4階建	499.15	50	43
東 館		昭和45年	鉄筋コンクリート造 3階建 塔屋2階	1402.30	50	43
新 館	(建物南側)	昭和55年	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建	1521.00	50	33
	(建物北側)	昭和55年	鉄筋コンクリート造 5階建	1840.46	50	33
	付属棟 (渡り廊下)	昭和55年	鉄骨造平屋建	55.08	38	33
	計			3416.54		
議会棟		昭和33年	鉄筋コンクリート造 2階建	501.46	50	55
合 計				8960.54		

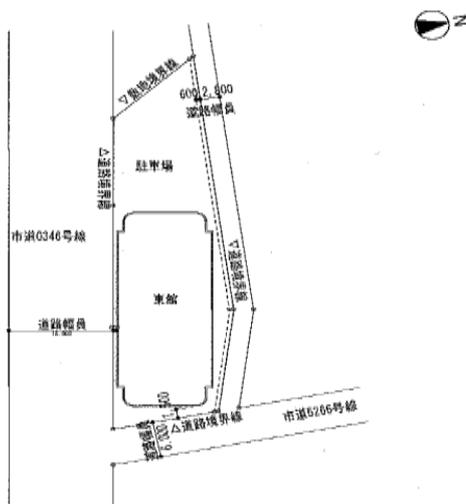
【市庁舎内の主な建物付属設備の耐用年数】

種 類 又 は 用 途	耐 用 年 数 (年)
電気設備（蓄電池電源設備を除く）	15
給排水・衛生設備、ガス設備	15
冷暖房、通風・ボイラー設備	15
エレベーター設備	17
消火・排煙、災害報知設備	8
自動ドア開閉設備	12

【建物配置図】



本館・増築棟・議会棟・新館配置図 S=1:800



東館配置図 S=1:800

2 耐震診断の結果について

(1) 耐震診断の結果について

平成23年度に実施した市庁舎耐震診断の結果は、次のとおりであります。

構造耐震の指標の「I s 値」の基準（国土交通省）

- ⇒ I s 値0.6未満の建物は、震度6強の地震で崩壊、倒壊する危険性があり
- ⇒ I s 値0.3未満の建物は、震度6強の地震で崩壊、倒壊する危険性が高いとされています。
- ・・・災害時に拠点となる公共施設：「0.75以上」
- ・・・災害対策活動の拠点となる公共施設は：「0.9以上」の値が求められています。

<施設別の耐震診断結果>

【① 本館】



階数	構造耐震指標 (I s 値)	構造耐震判定指標 (目標値)
3階	2.21	0.75
2階	1.10	
1階	0.33	

【② 本館（増築棟）】



階数	構造耐震指標 (I s 値)	構造耐震判定指標 (目標値)
4階	2.10	0.75
3階	0.31	
2階	0.42	
1階	0.23	

【③ 東 館】



階 数	構造耐震指 標 (Is 値)	構造耐震判定指標 (目標値)
3階	0.55	0.75
2階	0.41	
1階	0.39	

【④ 新 館】



階 数	構造耐震指 標 (Is 値)	構造耐震判定指標 (目標値)
5階	4.31	0.75
4階	1.60	
3階	0.98	
2階	0.64	
1階	0.45	

【⑤ 議会棟】



階 数	構造耐震指 標 (Is 値)	構造耐震判定指標 (目標値)
2階	0.59	0.75
1階	0.29	

（２）耐震診断の審査報告について

＜本館・増築棟・東館・議会棟＞

Is値が耐震判定指標の0.75を大きく下回っている階があり、補強により耐力の向上を図ることもできますが、

- ◇コンクリートの中性化が進んでいること
 - ◇建物の経過年数が長いこと
 - ◇補強による機能面・経済性・防災拠点である建物の重要度
 - ◇今後の耐用期間 等
- を総合的に勘案すると、建替え等の抜本的な対策が最善と考えられます。

＜新 館＞

Is値が耐震判定指標の0.75を下回っている階もありますが、コンクリート強度は確保され、中性化も進んでいないことから、耐震補強によって耐震性が確保されると見込まれますので、今後、耐震補強工事を実施して活用していくことに問題ないと考えられます。

＜用語解説＞

コンクリートの中性化とは？

気中の二酸化炭素（CO₂）がコンクリート内に侵入し、炭酸化反応を引き起こすことにより、本来アルカリ性である細孔溶液の濃度（ph）を下げる現象があります。

中性化はコンクリート表面より進行し、鉄筋などの鋼材位置に達すると、不動態被膜を破壊します。これにより鋼材を腐食させ、腐食生成物の体積膨張により、コンクリートのひび割れ・剥離を引き起こし、耐荷力など構造物の性能低下が生じます。

3 市庁舎の現状と課題について

建物の老朽化をはじめ、行政需要、事務量の増大による狭隘化、また、耐震性の不足などにより、安全で十分な市民サービスが提供できない状況となっています。そのため、現庁舎の現状を分析しながら、次のとおり課題を整理します。

（1）耐震性の不足による防災拠点機能への不安

現 状

市民の生命と財産を守る現庁舎は、災害等の発生時に災害対策本部が設置され、いち早い復旧・復興を図るための拠点となります。

しかし、本庁舎等は耐震性が確保されておらず、震災発生時に庁舎が被災する可能性が高く、防災拠点施設として機能しない不安があります。



写真：本館・市民ホール

課 題

- ◆**防災拠点として、耐震性の向上を図る必要があります。**
⇒耐震改修により、執務スペースの更なる狭あい化を招く。
- ◆**大災害を想定した防災拠点機能の強化を図る必要があります。**
⇒災害発生時に対策本部として使用する通信機材等を常設した会議室の設置
⇒災害発生時の通信手段の確保
⇒非常用の電力供給設備や飲料水兼用の貯水槽の設置
⇒応急医療活動や待機のためのスペース及び消防隊の活動スペースの確保
- ◆**防災関連施設の集約化を図る必要があります。**
⇒災害対策本部（本庁舎）内への防災倉庫の設置、水防対策本部（消防庁舎）との近距離化

（２）施設・設備の老朽化による安全性・経済性の低下

現 状

本館・議会棟は、築後５４年、そのほかの建物でも築後３０年以上が経過し、コンクリートの中酸化が進み、鉄筋の腐食による強度の低下も予想されます。

また、消防設備をはじめ、空調、給排水等の各種設備の老朽化が顕著で多額の改修・修繕費用が必要であり、将来的にも維持管理費の増大が懸念されます。



写真：本館地下のボイラー設備

課 題

◆安心して庁舎を利用できるよう、老朽化対策が必要であります。

- ⇒耐用年数を経過し、雨漏りが多発している庁舎の改修・延命処置
- ⇒耐用年数を経過し、漏電等による火災の危険のある電気設備、給排水管の劣化が激しい衛生設備、効率が悪い空調設備などの更新又は改修

（3）狭あい・分散化による市民サービスの低下

現 状

行政ニーズの多様化や権限委譲等による事務量の増大に伴い、窓口の狭あい化が進み、待合や執務スペース、会議室、各種相談室等の確保が困難であります。

特に、恒常的な駐車スペースの不足及び窓口業務の分散化により、市民サービスの低下を招いています。



写真：通路に設置された待合

課 題

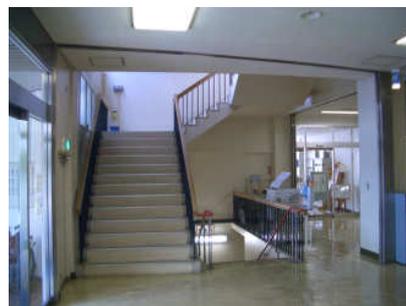
- ◆**窓口カウンターや待合スペースが狭い状況であります。**
⇒カウンターに仕切り板等を設置できず、市民のプライバシーへの配慮や個人情報の保護に対応できない。
⇒待合スペースが狭く受付待ちの市民が立ったままで待っている。
- ◆**駐車スペースが狭く台数も少ないため、市民利用が不便であります。**
⇒駐車スペースが狭く常に渋滞しているため、高齢者・妊婦・乳幼児連れの市民が安心して駐車できるスペースが必要。
- ◆**市民の利便性を高めるため、部局の配置を見直す必要があります。**
⇒本庁・東館外6施設に窓口業務が分散されていたり、一つの部局がいくつかの施設やフロアに分散しているため、市民に分りづら
いうえ、市民が必要に応じて各施設を移動しなければならない。
- ◆**執務スペースや書類保管スペースが狭い状況であります。**
⇒執務及び書類保管スペースが狭いため、通路等に書類が積み
上げられている。

（４）ユニバーサルデザインへの対応の限界

現 状

本館等の建設当時は、障害者や高齢者など社会的弱者に配慮した設計思想が希薄だったため、バリアフリーへの対応が不十分であります。

特に、本館は建物の構造上、ユニバーサルデザインへの対応は限界となっています。



写真：本館ロビーの階段

課 題

◆ユニバーサルデザインへの対応は困難であり、根本的な解決が必要であります。

- ⇒本館・議会棟にエレベーター設備がなく、足の不自由な人が移動できない。
- ⇒東館は、バリアフリーに対応した施設ではなく、障害者や高齢者には不便な建物である。（エレベーター、洋式・障害者用トイレ等がない）
- ⇒車椅子のお客様に対応できるカウンターがない。
- ⇒洋式トイレ、障害者用トイレが不足している。
- ⇒バリアフリー新法・ひとにやさしいまちづくり条例等に適合していない。

＜用語解説＞

ユニバーサルデザインとは？

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることです。直訳は万人向け設計。能力あるいは障害のレベルにかかわらず、最大限可能な限り、全ての人々に利用しやすい環境と製品のデザイン。障害者用といった意味では使われないので注意が必要です。

（５）高度情報化への対応の限界

現 状

OA機器の設置やシステム配線に必要なスペースが不足しています。

今後も更なる高度情報化の進展が予想されるが、情報ネットワーク環境の拡張は困難な状況であり、今後の情報化更なる進展に対応できない状況であります。



写真：コンピュータサーバ室

課 題

◆今後見込まれる情報通信技術（ICT）の進展など、高度情報化や多様なニーズに対応できない状況であります。

- ⇒電気容量が不足し配線自体が老朽化しているため、漏電・停電の危険性が高い。
- ⇒非常用電源設備がないため、停電時には全システムが停止してしまう。
- ⇒ネットワーク通信回線が低い位置に設置されているため、切断される危険性が高い。
- ⇒原課に設置されているサーバがあり、情報漏洩の危険がある。
- ⇒事務室を転用しているサーバ室のため、十分な機能が果たされていない。

＜用語解説＞

ICTとは？

ICTとは、Information and Communication Technology「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持ちますが、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着目する場合をICTと、**区別**して用いる場合もあります。国際的にICTが**定着**していることなどから、**日本**でも**近年**ICTがITに代わる**言葉**として広まりつつあります。

（6）環境負荷低減への対応の限界

現 状

本館等の建設当時は、環境への負荷低減という考え方がなかったため、環境に配慮した施設ではありません。

一部で、グリーンカーテンの設置、LED蛍光灯への転換、電力のピーク時の節電を行っていますが、雨水の再利用、太陽光発電等の新エネルギー・省エネルギー設備への対応は限界であります。



写真：新館1Fのボイラー設備

課 題

◆施設・設備が古いため、省エネルギー等の推進が困難であります。

- ⇒窓枠が大きい割りに採光が悪く、室内が暗い。
- ⇒冷暖房に重油ボイラーを使用し、集中管理をしているため、効率が悪い。
- ⇒窓ガラスに断熱性がなく、日差しが直接室内に入る。
- ⇒省エネ法等に適合していない。



<市庁舎（本館）>



<第3回庁舎整備検討委員会>